

会議記録（１）

会 議 名 称	北本市農業委員会 1 1 月定例総会
開 会 及 び 閉 会 日 時	開会 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火） 午前 1 0 時 0 0 分 閉会 令和 7 年 1 1 月 2 5 日（火） 午前 1 1 時 1 5 分
開 催 場 所	市役所 3 階 会議室 3 ー F
議 長 氏 名	横 山 信
出 席 委 員（者） 氏 名	農業委員 1 新 井 保 好 8 大 島 隆 義 2 伊 藤 治 9 清 水 喜美子 3 新 井 信 洋 1 0 渡 邊 大 之 4 横 山 信 1 1 内 田 泰 宏 5 吉 野 満咲実 6 加 藤 正 雄 7 加 藤 浩 推進委員 1 荒 井 利 夫 2 加 藤 秀 明 3 諏 訪 光 雄 4 田 島 道 夫 5 新 井 良 和
欠 席 委 員（者） 氏 名	1 2 湯 澤 美 恵 1 3 山 本 浩 之
説 明 者 の 職 ・ 氏 名	農業委員会 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也
事 務 局 職 員 職 ・ 氏 名	事務局長 深 谷 知 行 主 幹 加 藤 仁 一 主 査 安 藤 裕 也 主 事 江 澤 海 音
会議資料	別紙のとおり
配布資料	■ 1 1 月定例総会次第 ■ 第 1 1 回北本市農業委員会提出議案

会議記録（２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	１ 開会
深谷事務局長	皆様こんにちは。
	定刻となりましたので、１１月の定例総会を開催させていただきます。
	ただいまの出席委員につきましては、農業委員１３名中、１１名で過半数であり、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規程に基づき、会議は成立していますことを報告致します。
	また、農地利用最適化推進委員５名が、出席していますことを報告致します。
	それでは、議事の方に入りますが、会議規則第４条の規定により、議事の進行は会長となりますので、横山会長にご挨拶をいただきましてから、議事の進行をよろしくお願いします。
横 山 会 長	（あいさつ）
	２ 議事録署名委員の選出及び会議の公開
議 長	最初に議事録の署名人ですが、７番加藤浩委員と８番大島隆義委員にお願いいたします。
	３ 議案
議 長	それでは、議案書に添って進めていきます。
	議案書３ページ、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	譲受人は令和５年度７月の定例総会時に、同じ譲渡人から３条許可申請で自宅の隣の農地６３０平方メートルを取得しています。その農地はその後、露地野菜を中心に栽培を行っており現在に至っております。
	今回の申請も、前回同様に農業従事できる環境にない従姉から農地を取得し耕作を行うものです。主な作付けとしては、栗・柿・キウイを予定しております。
	労働力は、申請人は農業を行いながらも、会社員で勤務しているため、引き続き父の協力を仰ぎながら、専業主婦である妻にも積極的に参加してもらい、３人で農業を行っていく予定です。
	以上のことから、許可要件である、全部耕作要件、農作業従事要件、地域との調和要件の３要件がクリアできると見込め、本申請については特段問題無いと判断しております。

会議記録（３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	現況ですが、農作物の作付けはされておらず夏季に生い茂っていた雑草が枯れて荒れている状態です。一部農機具により耕うんされた場所もありましたが、しばらく作付けは無く雑草の処理のみを行っていたように伺えます。 周辺の状況は農地と宅地等が混在しています。周辺農地への影響は一部家庭菜園と隣接していますが、予定作物である果樹を始めたところで周辺に与える影響が一変することは考えづらいため問題はないと思われます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。 （質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書５ページ、議案第２号「農地法第４第１項条の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請地は以前から農地でありながら宅地として駐車場や車の旋回スペース等として使用されておりました。 申請人が相続し、自宅を建て替えるタイミングで判明しました。それら一連の違反状態を改善するため、現在の宅地部分の範囲内に母屋の建て替えを行い、今後、駐車場等で使用する農地部分は、除外及び農転を行い使用用途にあった地目に改めるために相談等を行っております。 今回はその一連の改善のための母屋の建替えの一時転用であり、一時転用後は、一旦、耕作できる状況に戻すと始末書でも記載されていることから、大きな問題はないと考えます。

会議記録（４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、担当の内田委員より現地の状況等の説明をお願いします。
内 田 委 員	現況ですが、申請地は母屋に隣接した場所にあり柿木が数本あるのみで管理されていますが空き地になっている状況です。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在しています。周辺農地への影響は隣接地は申請人の所有地のため特にはないと考えます。
議 長	内田委員、ありがとうございました。 件号１について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書７ページ、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」審議を行います。件号１について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（事務局より審議保留の旨を説明する。）
議 長	事務局から説明がありましたが、申請内容の変更が生じる恐れがあり、提出書類が不十分のため審議保留とします。
議 長	続きまして、議案書８ページ、件号２について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	（事務局より審議保留の旨を説明する。）
議 長	こちら、事務局から説明がありましたが、申請内容の変更が生じる恐れが

会議記録（５）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	あり、提出書類が不十分のため審議保留とします。
議 長	続きまして、議案書 9 ページ、件号 3 について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請地は第 1 種農地であり、農地転用が原則不許可の農地ですが、不許可の
	例外規定に、『申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必
	要な施設で集落に接続して設置されるものであるならば許可をする』旨の規定
	があります。
	申請人の会社、自宅は申請地のすぐ隣にあり、その他の申請事項も例外規定
	に該当ができることから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況ですが作付けは無く綺麗に整地されています。周辺の状況は農地が多い
	中に住宅が点在しています。周辺農地への影響は境界にはブロックを積み、雨
	水対策としては砂利を敷き詰めるという工事予定であり特に問題ないと考えま
	す。
議 長	大島委員、ありがとうございました。
	件号 3 について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお
	願いいたします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書 10 ページ、件号 4 について、事務局の説明をお願いします。

会議記録（６）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	申請地は農振農用地及び第１種農地ではありますが、一時的な利用で、目的を達成する上で当該農地を使用することが必要である場合は一時転用が認められます。
	申請内容により太陽光パネルに影響を与えている樹木の伐採には当該農地を通行路にする必要があり、期間も一時的な利用であり、また復旧計画も示されていることから、特に問題はないと考えます。
議 長	続きまして、担当の加藤正雄委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤正雄委員	申請に関係する太陽光パネルの設置用地の現況ですが、北側の山林の高木にある蔦が、設置しているパネルの上部の一部を覆うような状況になっています。このような状況では発電上支障がありますので、除去が必要であると考えられます。北側樹木の伐採のための進入路としての申請ですが、土地の形状から他に進入用地を確保することは難しいと思われます。進入地となる土地の現況は樹園地として管理されております。周辺の状況は農地と宅地が混在している地域です。周辺農地への影響は伐採が終了すれば原状回復されますので特に問題ないと考えます。
議 長	加藤正雄委員、ありがとうございました。 件号４について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問が無いようなので採決に入りたいと思います。賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
議 長	続きまして、議案書１１ページ、件号５について、審議を行うところですが、件号５は農地改良の議案です。農地改良の議案につきましては、埼玉県からの指導により、農地改良後の耕作が担保されている必要があります。 議案第４号で当該地の借り受けについて審議する案件があますので、先に議

会議記録（７）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	案第４号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行い、北本市農業委員会として「意見なし」と決定した後に審議するものとしします。
議 長	それでは、議案書１３ページからの、議案第４号「北本市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」審議を行います。 なお、本件は計画全体を採決するため、借受人ごとに、事務局からの説明、現地の状況の説明、質疑を行い、最後に計画全体で採決を行います。
議 長	借受人が同一のため、議案書１３ページからの、件号１から４について、一括で審議を行います。 事務局の説明をお願いします。 （議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は平成２９年に営農を開始し、現在、約１.３haの農地を借り受け農業を営んでおります。全ての土地が継続の案件であることから、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、第４地区担当の田島推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
田 島 推 進 委 員	現況ですが、菜花を中心に作付けがされております。周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。耕作者に確認したところ、今後も季節の露地野菜を中心に作付けを行っていくとのことでした。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	田島推進委員、ありがとうございました。 次に第５地区担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新 井 推 進 委 員	場所は下沼で荒川の河川敷です。現況は草が生い茂っております。耕作者に確認したところ草を除草して露地野菜を作る予定ということです。下沼という場所ですので周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。

会議記録（８）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	件号１から４について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	議案書１４ページ、件号５について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は現在当該農地を借り受け、合計約９，０００平方メートルで水稻、
	露地野菜等を栽培されております。若干高齢ではございますが、８.１調査では
	「農業後継者の予定者がいる」と記載があります。継続の案件であること、後
	継者がおり、今後も家族で耕作を行っていくことが見込めることから、本申請
	について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の加藤推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
加藤推進委員	現況ですが、作付けはされていなく綺麗に整地されている状況です。周辺の
	状況は西側は会社倉庫があり、大きく農地を囲む形で住宅があります。今後の
	耕作予定は農地を耕作可能な状態に維持し保全管理をするとのこと。周辺
	農地への影響は特にないと考えます。
議 長	加藤推進委員、ありがとうございました。
	件号５について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	議案書１５ページ、件号６について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は現在当該農地を借り受け、合計約４，２００平方メートルでプラム
	等の果樹、露地野菜等を栽培されております。若干高齢ではございますが、
	８.１調査では「農業後継者が就農している」と記載があります。継続の案件で
	あること、後継者が就農しており、引き続き家族で耕作を行っていくことが見
	込めることから、本申請について問題は無いと判断しております。

会議記録（９）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	続きまして、担当の諏訪推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
諏訪推進委員	現況ですが、ネギ・小松菜等の野菜が作付けされています。周辺の状況は農地が多い中に住宅が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き季節の露地野菜を作付けすることです。周辺農地への影響は特にはないと考えます。
議 長	諏訪推進委員、ありがとうございました。 件号６について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。 議案書１５ページ、件号７について、事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は鴻巣市在住の方ですが、これまで北本市内に約15haの土地を借り受けて耕作しています。今回の案件については、継続で借受ける案件であり、周辺農地と一体利用できることから本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の荒井利夫推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
荒井推進委員	現況ですが、大豆が作付けされており刈り取り収穫されています。管理が大変よくされています。周辺の状況は農地が多い中に宅地や工場等が点在しています。今後の耕作予定は大豆と麦を作付けすることです。周辺農地への影響は特にはないと考えます。
議 長	荒井利夫推進委員、ありがとうございました。 件号７について、質問はございますか。
	（質問なし）

会議記録（１０）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	借受人が同一のため、議案書１５ページからの、件号８から１８について、
	一括で審議を行います。
	事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されています。今回の
	案件については、継続で借受ける案件であり、周辺農地と一体利用できること
	から本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、第３地区担当の諏訪推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
諏訪推進委員	現況ですが、件号８、９は作付けされていなく整地されている状況です。件
	号１０、１１はブロッコリーが作付け、件号１２、１３は作付けされていなく
	整地されています。件号１４はブロッコリーが作付け、件号１５はキャベツ、
	件号１６、１７はブロッコリー、周辺の状況ですが申請箇所は石戸６～９丁目
	の調整区域にあり、農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作
	予定は引き続き露地野菜を作付けするとのことです。周辺農地への影響は特に
	ないと考えます。
議 長	諏訪推進委員、ありがとうございました。
	続きまして、第５地区担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお
	願いします。
新井推進委員	件号１８の現況ですが、レタスが作付けされています。周辺の状況は農地が
	多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き露地野菜を
	作付けするとのことです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。
	件号８から１８について、質問はございますか。
	（質問なし）
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。

会議記録（１１）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	借受人が同一のため、議案書２０ページからの、件号１９から４１について、一括で審議を行います。
	事務局の説明をお願いします。
	（議案書に基づき場所も含めて説明する。）
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人でございます。今回の案件については、１件を除き継続で借受ける案件であり、引き続き耕作を行っていきます。
	また、新規の案件についても近隣農地と一体で利用できることから本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、第３地区担当の諏訪推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
諏訪推進委員	現況ですが、件号１９はネギ、件号２０～２４までは作付けはされていなく整地されている状況です。件号２５～２９まではブロッコリーが作付けされています。周辺の状況ですが申請箇所は石戸５、７、８、９丁目の調整区域にあり、農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は引き続き露地野菜を作付けすることです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	諏訪推進委員、ありがとうございました。
	続きまして、第５地区担当の新井良和推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
新井推進委員	現況ですが、件号２３は作付けされていなく整地されている状況です。
	件号２６、２９はネギ、件号３０～３８まではネギ、カリフラワーまたは整地されている状態です。件号３９はネギ、件号４０は作付けがなく整地されています。件号４１はネギが作付けされており、一部は作付けがなく整地されています。
	全てにおいて周辺の状況は農地が多い中に宅地が点在している地域です。今後の耕作予定は露地野菜を作付けすることです。周辺農地への影響は特にないと考えます。
議 長	新井良和推進委員、ありがとうございました。

会議記録（１２）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	件号１９から４１について、質問はございますか。
	(質問なし)
議 長	特に質問等がないようですので、次の議案に移ります。
	これから、件号４２の審議、最後に採決を行います。農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、〇〇委員が利害関係人になることから、ここから採決が終わるまで退席を求めます。
	【〇〇委員 退席】
議 長	議案書２８ページ、件号４２について、事務局の説明をお願いします。
	(議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	借受人は認定農業者として、市内を中心に大規模経営されている法人でございます。新規の案件ですが、借受人は申請地の近隣農地を大規模に借り受け、現在、農地改良を行っております。新たな借り受けによりまとまった土地で耕作することができ、効率化を図ることができるため、本申請について問題は無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の荒井利夫推進委員より現地の状況等の説明をお願いします。
荒井推進委員	現況ですが、稲刈りが終わって切株が残っている状態です。周辺の状況は水田地帯であり、近くに工場と水路を挟んで車両置き場があります。今後の耕作予定は埋め立て後に露地野菜を作付けすることです。周辺農地への影響は特にないと考えますが、埋め立て後の大雨について注視していく必要があると考えます。
議 長	荒井利夫推進委員、ありがとうございました。
	件号４２について、質問はございますか。
加藤正雄委員	設定期間が４年９カ月ですが、これは他の農地と期間を合わせているものなのか。

会議記録（１３）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事 務 局	近隣農地も借りているため、別の農地との終期を合わせるため４年９カ月と なっています。
議 長	他に質問等がないようですので採決に入ります。 １１月定例総会への提出分の農用地利用集積等促進計画（案）に賛成の方の 挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	全員賛成ということで可決させていただきます。 〇〇委員の復席を求めます。 【〇〇委員復席】
議 長	続きまして、先ほど先送りした、議案書１１ページ、議案第３号「農地法第 ５条第１項の規定による許可申請について」件号５について審議を行います。 なお、本議案についてですが、農業委員会等に関する法律第３１条に基づき、 〇〇委員が利害関係人につき、退席を求めます。 【〇〇委員 退席】
議 長	事務局の説明をお願いします。 (議案書に基づき場所も含めて説明する。)
事 務 局	申請内容は農地改良のための一時転用です。 申請人の施工業者は、本市や近隣市においての施工実績もあるため、本申請 については問題無いと判断しております。
議 長	続きまして、担当の大島委員より現地の状況等の説明をお願いします。
大 島 委 員	現況ですが、農地改良工事を予定しているため、雑草の処理はされていま せん。周辺の状況は農地が多い中、北側と西側に会社等が点在しています。周辺 農地への影響ですが、隣接する農地との間に鴻巣市道があるため特にないと考 えます。

会議記録（１４）

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議 長	大島委員、ありがとうございました。
	件号５について、質問はございますか。
加藤正雄委員	今回の借り受ける利用権の設定は〇〇が埋め立てを終わった後に、使用貸借者が〇〇ということで良いのか。
事 務 局	〇〇は耕作を行うための使用貸借権で、〇〇氏外２名と設定されます。〇〇とは一時転用を行うための使用貸借権です。
加藤正雄委員	〇〇が埋め立てのため借り受けるが、農地改良が事業期間前に終われば〇〇は利用できるのか。
事 務 局	耕作権はあっても農地改良が終わるまでは使えませんので、基本的には耕作できないと思います。農地改良が早く終われば耕作することは可能です。
議 長	他に質問等がないようですので裁決に入りたいと思います。
	賛成の方の挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
議 長	全員賛成ということで決定させていただきます。
	〇〇委員の復席を求めます。
	【〇〇委員 復席】
	４ 専決事項
議 長	議案書２９ページからは、届出の専決事項になりますので、お目通しをお願いいたします。
	５ その他
議 長	最後に、その他につきまして事務局からお願いします。
	（事務局説明）

會議記錄 (15)

[illegible]